西条市農業委員会 令和4年度 第7回総会 議事録

- 1. 日 時 令和4年10月5日(水) 午後2時07分から午後2時36分
- 2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
- 3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
- 4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0% 推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

会長8番 加藤茂会長代理 12番 渡邊 敏昭

委員1番 越智一志 10番 井上 雅貴 19番 曽我 照一

2番 明比 典正 11番 栗田 房信 20番 越智 栄二

3番 徳増 靖記 13番 川上 義則 21番 越智 信仁

4番 一色 達夫 14番 山田 好一 22番 戸田 博明

5番 髙橋 豊重 15番 村上 繁敏 23番 真鍋 美鈴

6番 西原 昇 16番 武田 喜義 24番 髙橋 忠親

7番 髙木キクミ 17番 伊藤 健一

9番 井上 雅貴 18番 青野 武

○欠席者氏名

なし

○推進委員出席者氏名

委員1番 寺田昌直 11番 篠森均 21番 高橋寿夫

2番 一色 信之 12番 森田 忠成 24番 大西 宗次郎

3番 石川 孝幸 13番 一色 和成 25番 佐々木 則幸

4番 加藤 武司 14番 武方 謙一 26番 越智 勝・

5番 伊藤 正夫 15番 武田 義臣 27番 玉井 ·志

6番 伊藤 龍二 16番 鈴木 伸二 29番 曽我 敏数

7番 日野 哲也 17番 垂水 久明 30番 今井 文雄

8番 宮武 恭宏 18番 山内 ヵ

9番 岡本省三 19番 黒川 俊彰

10番 安藤 英利 20番 髙橋 正

○欠席者氏名

22番 永井 和俊 23番 山内 信政 28番 桑原 俊樹

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)

6. 農業委員会事務局職員

西部分室長 戸田 徹

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邉龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局

ただ今から、令和4年度 第7回西条市農業委員会 総会を 開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

【会長挨拶】

事務局

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規 定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、 よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長

それでは、ただ今から、令和4年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長

まず、議事録署名人の指名をいたします。

村上繁敏委員、武田喜義委員の両委員にお願いいたします。

欠席届が推進委員の22番 永井和俊委員、23番 山内信政委

員、28番 桑原俊樹委員から出ております。ただいまの出席農業 委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条 第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立 いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邉、宇佐美の両君にお願いいたしま す。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長

議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局

事務局の田口です。

4ページをお願いいたします。

- 6 6 号は、○○の○○氏が、借地の購入のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 67号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 68号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。なお、本件は、西条市の農地バンクによる成約案件となっております。
- 69号は、譲渡人が10月3日死亡したため、取下げとなっております。本来であれば、議案書の差し替えをするところですが、本日付けの取下願受理であったため、差し替えの資料作成が間に合いませんでしたので、取下げについて、ご了承お願いします。
- 70号は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 氏が、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 氏から、贈与を受けようとする申請であります。
- 71 号は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 氏が、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 氏から、贈与を受けようとする申請であります。
- 7 2 号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権移転を受けようとする申請であります。
- 73号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 7 4 号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 75号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から、贈与を受けようとする申請であります。

76号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

77号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

7 8 号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

7 9 号は、○○の合同会社○○が、経営規模拡大のため、○○の ○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

80号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、14件、ご審議よろしくお願いします。

議長

以上、14件でありますが、66号から順次ご意見を伺いたいと 思いますので、よろしくお願いします。

地区委員

66号、67号、68号 問題ありません。

70号 問題ありません。

71号、72号 問題ありません。

73号 問題ありません。

74号 問題ありません。

75号、76号、77号 問題ありません。

78号、79号 問題ありません。

80号 問題ありません。

議長

ありがとうございます。

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上14件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長

次に、8ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申 請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

9ページをお願いいたします。

15号は、○○の○○氏が、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、申請人の父親が、業者の貸広告看板を無断で農地に設置しておりました。申請人は、平成30年7月に父より当該農地の贈与を受けましたが、譲り受けたときには既に広告看板が設置されておりました。

申請人からは、「今後は、このようなことが絶対無いようにいたします」との始末書が提出されております。

16号は、○○の○○氏が、宅地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、申請人の父親が、当該申請地を住宅の進入路や駐車場に 違反転用しておりました。父親は平成16年に亡くなっており、相 続を受けた申請人が今回、専門家に敷地の調査を依頼したところ、 違反転用の事実が分かり、違反転用を是正しようとする申請でござ います。

申請人からは、「この機会に正規の手続きを履行し、違反のない状態に戻します」との始末書が提出されております。

17号は、○○の○○氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上3件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

以上、3件でありますが、15号から順次ご意見等をお伺いした いと思いますので、よろしくお願いします。

地区委員

- 15号 問題ありません。
- 16号 問題ありません。
- 17号 問題ありません。

議長

他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり 承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長

次に、10ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

- 11ページをお願いいたします。
- 95号は、○○の株式会社○○が、○○の○○氏及び○○氏から 所有権移転を受け、建売住宅3棟を建設しようとする申請でございます。
- 96号は、○○の株式会社○○が、○○の○○氏及び○○氏から 所有権移転を受け、建売住宅1棟を建設しようとする申請でござい ます。
- 97号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から使用貸借権設定を 受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 98号は、○○の株式会社○○が、○○の○○氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
- 99号は、○○の○○不動産が、○○の○○氏から所有権移転を受け、建売住宅3棟を建設しようとする申請でございます。
- 100号は、○○の○○が、○○の○○氏から賃借権設定を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。
- 101号は、○○の株式会社○○が、○○の○○氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。
- 102号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 103号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 104号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、宅地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、申請人の父親が、平成24年頃に農地法の許可なく申請地を住宅として増築し、その後、平成30年に相続を受けた申請人が今回、専門家に敷地の調査を依頼したところ、違反転用の事実が分かり、違反転用を是正しようとする申請でございます。

申請人からは、「今後は農地法を厳守します」との始末書が提出されております。

- 105号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、ドッグランに転用しようとする申請でございます。
 - 106号は、○○の○○氏が、○○の○○氏外1名から使用貸借

権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

- 107号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 108号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
- 109号は、○○の○○氏外1名が、○○の○○氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

議 長 以上、15件でありますが、95号から順次ご意見をお伺いした いと思いますので、よろしくお願いします。

地区委員

- 95号 問題ありません。
- 96号 問題ありません。
- 97号、98号、99号 問題ありません。
- 100号、101号 問題ありません。
- 102号 問題ありません。
- 103号 問題ありません。
- 104号、105号 問題ありません。
- 106号 問題ありません。
- 107号 問題ありません。
- 108号 問題ありません。
- 109号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

曽我敏数委員

太陽光発電施設の件ですが、転用事業者の施設の雑草の管理ができていないところがある。その施設の近くで耕作をしており困っている。連絡先を表示していないため、対応をどうしたら良いか。

議 長 **|** 詳細については、事務局から説明をお願いします。

事務局

太陽光発電施設で転用が完了している場合は、農業委員会の管轄を外れ、市の環境政策課が苦情対応する部署となっております。転用事業者の情報等について、当事務局から担当課へ提供し、担当課から指導することとなっております。

曽我敏数委員

文書発送による指導だと思うが、地権者が適正な対応をするよう 指導を徹底してほしい。 議 長 環境政策課でどのような手順を取っているか確認したいと思いま す。他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、以上15件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、14ページ、議案第4号、農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 15ページをお願いいたします。

5号は、○○の株式会社○○が、令和3年9月総会にてご審議いただき、進達・許可された案件でありますが、許可後に譲渡人と当初計画者の○○との間で、契約の諸条件で認識に齟齬があり、転用工事が難航していたところ、承継人より事業承継の申し出があったため、転用事業者の変更承認を受けようとするものです。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 1件でありますが、地元委員さんから意見を伺いたいと思います。

地区委員 5号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

事務局 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり 承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、16ページ、議案第5号 農用地利用集積計画に対する意 見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案 内容を事務局から説明いたします。

事務局

18ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから45ページとなって おります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、145 件、面積は、48万1,328.38㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、4件、面積は、1万5,740 \mathbf{m} となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。 委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議長

次に、46ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局

令和4年8月16日から、令和4年9月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を63件、農地法第5条の規定による許可申請の取下願を3件、受理いたしました。

5条取下願については、2号及び3号は、8月総会でご審議いただき進達した案件ですが、地役権設定については、本来、農地の地役権者に対する設定・許可であり、5条転用により農地の地役権者とはならず申請自体が不適当であったため、取下げを行うものでございます。

4号は、9月総会でご審議いただき進達した案件ですが、許可後 に申請地と隣地との境界に変更が生じ、転用面積が変更となるため、 取下げを行うものでございます。 以上、ご了承をお願いいたします。

議長

何かご意見等ございませんでしょうか。

一色達夫委員

○○から多数の解約が提出されておりますが、次の耕作者の決定 状況についてご説明をお願いします。

西原昇委員

○○が利用権設定していた農地は約7町ありました。そのうちの5 反は先々月解約の手続きがされております。その5 反については、現在、地主が耕作しております。残り6町5 反は、○○が約3町を利用権設定した上で、新規就農者等を対象とした土地利用型の実証 圃とすることとなっており、先月の理事会で承認されたと聞き及んでおります。残りの農地については、それぞれの農家が自作することが決まっております。

議長

他に、ご意見等ございませんか。

無断転用の取り扱いについて情報提供させていただきます。今月の県の常設審議委員会で農地転用の是正の件で質問がありました。 3,000㎡以上の転用については、隣接市町の農業委員会会長が立会することとなっております。東中南予で転用の審査で格差があるということで、県で転用の明確な取り扱いを決めてもらいたいという意見がありました。国の方でも規制改革実施計画への対応として、農地転用手続きの運用の見直しも検討していると聞いております。国・県の見直しの状況については、情報が入り次第、情報提供させて頂きたいと思います。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。 以上で総会を閉じます。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定 について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定 について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定 について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和4年10月5日 午後2時36分